

「東ティモール民主共和国の民事司法制度に関する調査研究報告書」の紹介

国際協力部教官

辻 保 彦

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）は、インドネシア・ジャワ島の東側、オーストラリア大陸の北側に浮かぶティモール島の東半分を主たる領土とする小国で、人口は2012年現在で約112万人である。東ティモールは、約400年に及ぶポルトガル支配の後、1975年からのインドネシア支配を経て、21世紀初の独立国として2002年に独立を果たし、地道に国づくりを進めている。

我が国は、2007年に東ティモール側から法整備支援の要請を受けたのを契機に、当部とJICA（独立行政法人国際協力機構）との協力の下、同国司法省の法案起草能力強化のための支援を続けている。

東ティモールでは、村落の長を調停人としたコミュニティ調停が慣習上の制度として存在し、住民の間で機能している。同国政府は、このコミュニティ調停の制度に法的根拠を与えて正規の裁判外紛争解決手続とすることで、国民の司法アクセス改善を図るため、コミュニティ調停の具体的手続や法的効果を規定した調停法を起草中であり、我が国も、これまでの法案起草能力強化支援の延長として、2013年度、調停法の起草支援を予定している。

調停法の起草に当たっては、東ティモールの一般的な民事司法制度はもとより、現在機能しているコミュニティ調停の実体を詳しく調査する必要があるため、「東ティモールの民事司法制度に関する調査研究」のテーマで、平石努弁護士に調査を委託した。平石弁護士は、2003年9月から2004年9月までJICAインドネシアの企画調査員（司法改革関連）として法整備支援活動に従事されたご経験があり、東ティモールの実用語であるインドネシア語にも通じている。

本報告書は、東ティモールの民事司法制度に関する基本的事項が網羅されているのはもちろんのこと、村長からのヒアリングなど現地でしか得ることのできない貴重な情報を集約して、コミュニティ調停の実体について詳細に紹介されている。